

最高裁秘書第63号

令和4年1月24日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和3年12月21日付け（同月23日受付、第030807号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 令和3年2月4日付け司法研修所事務局経理課用度係依頼「司法修習生バッジの返還について」（片面で5枚）
- (2) 【申述書記載事項の参考例】（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

令和3年2月4日

各 位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの返還について（依頼）

当研修所から貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）は、導入及び集合修習開始の際に周知したとおり、修習終了後に当研修所に返還しなければならないことになっていますが、貴殿においては、未だ返還の確認ができておりません。

については、至急バッジの所在確認を行い、2月26日（金）までに郵送又は持参する方法で下記の窓口まで返還してください（必着。本状との行き違いで、既に返還済みの場合には、お手数ですが、その旨を当係まで連絡願います。）。

なお、バッジを破損した場合は、記載例に従って、別紙様式1の「破損届」に必要事項を記載の上、バッジと共に提出をしてください。

また、バッジを紛失した場合は、所轄の警察署に遺失物の届出を行った上で、記載例に従って、別紙様式2の「紛失届」に必要事項を記載し、「申述書」を添付して提出をしてください。

おって、不明な点等がある場合には、下記記載の連絡先に問い合わせてください。

記

【バッジ、破損届及び紛失届提出先】

〒351-0194

埼玉県和光市南2-3-8 司法研修所事務局経理課用度係 宛

電話番号 [REDACTED]

(別紙様式1)

令和3年 月 日

司法研修所長 殿

第73期司法修習生

印

司法修習生バッジ破損届

司法修習に当たり貸与を受けている司法修習生バッジが破損してしまいましたので届けます。

(別紙様式1)

(記載例)

令和3年2月10日

司法研修所長 殿

第73期司法修習生 司法太郎 (印)

司法修習生バッジ破損届

司法修習に当たり貸与を受けている司法修習生バッジが破損してしまいましたので届けます。

令和3年 月 日

司法研修所長 殿

第73期司法修習生

印

司法修習生バッジ紛失届

司法修習に当たり貸与を受けている司法修習生バッジを紛失してしまいましたので届けます（遺失届出書の 警察署受理番号 ）。

なお、紛失したバッジを発見したときは、直ちに返還いたします。

添付書類 申述書

(記載例)

令和3年2月10日

司法研修所長 殿

第73期司法修習生 司法太郎 (印)

司法修習生バッジ紛失届

司法修習に当たり貸与を受けている司法修習生バッジを紛失してしまいましたので届けます（遺失届出書の朝霞警察署受理番号 9999）。

なお、紛失したバッジを発見したときは、直ちに返還いたします。

添付書類 申述書

申述書を添付してください（決まった様式はありません。別添の「申述書記載事項の参考例」を参考に作成してください。）。

【申述書記載事項の参考例】

- ・ 紛失時の具体的な状況 (ex. 日頃、バッジをズボンのポケットに入れて持ち運んでいるところ、令和元年〇月〇日の〇時の時点では所持していることを確認しましたが、同日〇時にポケットを確認したところ、無いことに気が付きました。よって、●●（場所）から●●へ電車を利用して帰宅している途中に紛失をしたものと思われます。)
- ・ 紛失後に捜索をした旨と当該捜索の具体的な状況 (ex. 令和元年〇月〇日に、研修所の教室内、私が通った道及び利用した駅の構内を一通り見て回りましたが見つからず、利用駅の駅員にも遺失物の確認をしてもらいましたが、見つかりませんでした。そこで、同年〇月〇日△△警察署△△交番に遺失物の届出をしました。)
- ・ 紛失した理由 (ex. ポケットにはバッジだけでなく、スマートフォン及び財布等も入れており、それらを取り出す際に、つられてバッジが落ちてしまったと思われます。)
- ・ 再発防止策等 (ex. 今回の事態の主な原因是、気の緩みと、私が修習生としての自覚を欠いていたことに起因しています。今後はこのようなことが起こらないよう、法曹としての責任を自覚し注意することはもちろん、バッジをケース等に入れて持ち運ぶことにより、二度とこのような事態を起こさないようにします。)